

新旧対照表

○立入検査等の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式の特例に関する規則（令和五年千葉県規則第十号）

改正後	改正前
<p>次の各号に掲げる法律又は条例の規定による立入検査等の際に職員が携帯するその身分を示す証明書は、他の規則その他の規程の規定にかかわらず、別記様式によることができる。</p> <p>一 農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）第九十四条第一項から第五項まで</p> <p>二 児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十九条</p> <p><b>三 宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和三十六年法律第百九十一号）第五条第一項、第六条第一項及び第二十四条第一項</b></p> <p>四 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第八十二条第一項</p> <p>五 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第五条第一項、第十一条第一項及び第十七条第一項</p> <p>六 貸金業法（昭和五十八年法律第三十二号）第二十四条の六の十第三項及び第四項</p> <p>七 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第五条第一項及び第二十二條第一項</p> <p>八 児童虐待の防止等に関する法律（平成十二年法律第八十二号）第八条の二第一項、第九条第一項、第九条の二第一項並びに第九条の三第一項及び第二項</p> <p>九 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成十二年法律第百四号）第三十七条第一項及び第四十三條第一項</p> <p>十 特定都市河川浸水被害対策法（平成十五年法律第七十七号）第四十二条第一項及び第七十四条第一項並びに第七十七條第一項</p> <p>十一 千葉県立自然公園条例（昭和三十五年千葉県条例第十五号）第十五条第一項及び第二項、第二十二條第二項、第二十四條第二項、第二十八条の六第一項並びに第二十九條第一項</p>	<p>次の各号に掲げる法律又は条例の規定による立入検査等の際に職員が携帯するその身分を示す証明書は、他の規則その他の規程の規定にかかわらず、別記様式によることができる。</p> <p>一 農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）第九十四条第一項から第五項まで</p> <p>二 児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十九条</p> <p><b>（新設）</b></p> <p>三 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第八十二条第一項</p> <p>四 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第五条第一項、第十一条第一項及び第十七条第一項</p> <p>五 貸金業法（昭和五十八年法律第三十二号）第二十四条の六の十第三項及び第四項</p> <p>六 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第五条第一項及び第二十二條第一項</p> <p>七 児童虐待の防止等に関する法律（平成十二年法律第八十二号）第八条の二第一項、第九条第一項、第九条の二第一項並びに第九条の三第一項及び第二項</p> <p>八 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成十二年法律第百四号）第三十七条第一項及び第四十三條第一項</p> <p>九 特定都市河川浸水被害対策法（平成十五年法律第七十七号）第四十二条第一項及び第七十四条第一項並びに第七十七條第一項</p> <p>十 千葉県立自然公園条例（昭和三十五年千葉県条例第十五号）第十五条第一項及び第二項、第二十二條第二項、第二十四條第二項、第二十八条の六第一項並びに第二十九條第一項</p>

- 〔十二〕 宅地開発事業の基準に関する条例（昭和四十四年千葉県条例第五十号）第十三条第一項
- 〔十三〕 千葉県自然環境保全条例（昭和四十八年千葉県条例第一号）第十三条第一項（同条例第十九条第二項及び第二十四条第二項において読み替えて準用する場合を含む。）及び第二十八条第一項
- 〔十四〕 千葉県土採取条例（昭和四十九年千葉県条例第一号）第十七条第一項
- 〔十五〕 ふぐの取扱い等に関する条例（昭和五十年千葉県条例第一号）第九条第一項
- 〔十六〕 千葉県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例（昭和六十年千葉県条例第十九号）第十四条第二項
- 〔十七〕 千葉県環境保全条例（平成七年千葉県条例第三号）第三十七条第一項、第五十四条第一項及び第五十六条の九第一項
- 〔十八〕 千葉県福祉のまちづくり条例（平成八年千葉県条例第一号）第二十条第一項
- 〔十九〕 千葉県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例（平成九年千葉県条例第十二号）第二十八条第一項
- 〔二十〕 千葉県環境影響評価条例（平成十年千葉県条例第二十六号）第六十条第一項
- 〔二十一〕 千葉県ディーゼル自動車から排出される粒子状物質の排出の抑制に関する条例（平成十四年千葉県条例第二号）第十五条第一項
- 〔二十二〕 千葉県廃棄物の処理の適正化等に関する条例（平成十四年千葉県条例第三号）第二十八条第一項
- 〔二十三〕 千葉県プレジャーボートの係留保管の適正化に関する条例（平成十四年千葉県条例第四十一号）第十条第三項（同条例第十一条第三項において準用する場合を含む。）及び第十一条第一項
- 〔二十四〕 千葉県硫酸ピッチの生成の禁止に関する条例（平成十九年千葉県条例第三十三号）第六条第一項
- 〔十一〕 宅地開発事業の基準に関する条例（昭和四十四年千葉県条例第五十号）第十三条第一項
- 〔十二〕 千葉県自然環境保全条例（昭和四十八年千葉県条例第一号）第十三条第一項（同条例第十九条第二項及び第二十四条第二項において読み替えて準用する場合を含む。）及び第二十八条第一項
- 〔十三〕 千葉県土採取条例（昭和四十九年千葉県条例第一号）第十七条第一項
- 〔十四〕 ふぐの取扱い等に関する条例（昭和五十年千葉県条例第一号）第九条第一項
- 〔十五〕 千葉県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例（昭和六十年千葉県条例第十九号）第十四条第二項
- 〔十六〕 千葉県環境保全条例（平成七年千葉県条例第三号）第三十七条第一項、第五十四条第一項及び第五十六条の九第一項
- 〔十七〕 千葉県福祉のまちづくり条例（平成八年千葉県条例第一号）第二十条第一項
- 〔十八〕 千葉県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例（平成九年千葉県条例第十二号）第二十八条第一項
- 〔十九〕 千葉県環境影響評価条例（平成十年千葉県条例第二十六号）第六十条第一項
- 〔二十〕 千葉県ディーゼル自動車から排出される粒子状物質の排出の抑制に関する条例（平成十四年千葉県条例第二号）第十五条第一項
- 〔二十一〕 千葉県廃棄物の処理の適正化等に関する条例（平成十四年千葉県条例第三号）第二十八条第一項
- 〔二十二〕 千葉県プレジャーボートの係留保管の適正化に関する条例（平成十四年千葉県条例第四十一号）第十条第三項（同条例第十一条第三項において準用する場合を含む。）及び第十一条第一項
- 〔二十三〕 千葉県硫酸ピッチの生成の禁止に関する条例（平成十九年千葉県条例第三十三号）第六条第一項

- 二十五** 千葉県揮発性有機化合物の排出及び飛散の抑制のための取組の促進に関する条例（平成十九年千葉県条例第五十三号）第十二条第一項
- 二十六** 千葉県消費生活の安定及び向上に関する条例（平成十九年千葉県条例第七十二号）第三十五条第一項
- 二十七** 千葉県林地開発行為等の適正化に関する条例（平成二十二年千葉県条例第四号）第二十六条第一項
- 二十八** 千葉県特定自動車部品のヤード内保管等の適正化に関する条例（平成二十六年千葉県条例第五十五号）第十一条第一項
- 二十九** 千葉県再生土の埋立て等の適正化に関する条例（平成三十年千葉県条例第四十五号）第十四条第一項
- 三十** 千葉県飲酒運転の根絶を実現するための条例（令和三年千葉県条例第五十五号）第十五条第一項
- 三十一** 千葉県特定再生資源屋外保管業の規制に関する条例（令和五年千葉県条例第三十号）第二十一条第一項

別記様式

- 二十四** 千葉県揮発性有機化合物の排出及び飛散の抑制のための取組の促進に関する条例（平成十九年千葉県条例第五十三号）第十二条第一項
- 二十五** 千葉県消費生活の安定及び向上に関する条例（平成十九年千葉県条例第七十二号）第三十五条第一項
- 二十六** 千葉県林地開発行為等の適正化に関する条例（平成二十二年千葉県条例第四号）第二十六条第一項
- 二十七** 千葉県特定自動車部品のヤード内保管等の適正化に関する条例（平成二十六年千葉県条例第五十五号）第十一条第一項
- 二十八** 千葉県再生土の埋立て等の適正化に関する条例（平成三十年千葉県条例第四十五号）第十四条第一項
- 二十九** 千葉県飲酒運転の根絶を実現するための条例（令和三年千葉県条例第五十五号）第十五条第一項
- 三十** 千葉県特定再生資源屋外保管業の規制に関する条例（令和五年千葉県条例第三十号）第二十一条第一項

別記様式

(第1面)

第 号  
立入検査等をする職員の携帯する身分を示す証明書

職 名  
氏 名  
生年月日 年 月 日生

年 月 日交付  
年 月 日限り有効

千葉県知事 印

写  
真

(第1面)

第 号  
立入検査等をする職員の携帯する身分を示す証明書

職 名  
氏 名  
生年月日 年 月 日生

年 月 日交付  
年 月 日限り有効

千葉県知事 印

写  
真

(第2面)

この証明書を携帯する者は、下表に掲げる法令の条項のうち、該当の有無の欄に丸印のある法令の条項により立入検査等をする職権を有するものです。

法 令 の 条 項	該当の有無

(第2面)

この証明書を携帯する者は、下表に掲げる法令の条項のうち、該当の有無の欄に丸印のある法令の条項により立入検査等をする職権を有するものです。

法 令 の 条 項	該当の有無

備考

- 1 この証明書は、用紙1枚で作成することとする。
- 2 法令の条項の欄に、この証明書を使用して行う立入検査等に係る法令の条項を記載すること。
- 3 該当の有無の欄に、立入検査等をする職権を有する場合は「○」を、有しない場合は「－」を記載すること。
- 4 記載する法令の条項の数に応じて、行を適宜追加すること。第2面については、その全部又は一部を裏面に記載することができる。
- 5 裏面には、参照条文を記載することができる。

備考

- 1 この証明書は、用紙1枚で作成することとする。
- 2 法令の条項の欄に、この証明書を使用して行う立入検査等に係る法令の条項を記載すること。
- 3 該当の有無の欄に、立入検査等をする職権を有する場合は「○」を、有しない場合は「－」を記載すること。
- 4 記載する法令の条項の数に応じて、行を適宜追加すること。第2面については、その全部又は一部を裏面に記載することができる。
- 5 裏面には、参照条文を記載することができる。